

法定雇用率について

法定雇用率とは

1分でわかる！「法定雇用率」ってなに？



法定雇用率とは、一定割合以上の障害者雇用を事業主に義務付ける制度です。民間企業の法定雇用率は2026年7月より2.7%へ引き上げられ、対象となる企業も常用労働者37.5人以上へ拡大しました。未達成の場合、常用労働者100人超の企業には不足1人につき月額5万円の納付金が徴収されます。さらに行政指導に従わず改善が見られない場合は企業名が公表され、社会的信用や採用活動に大きな悪影響を及ぼすリスクがあります。そのため企業には、短時間雇用の活用や職場定着支援など、実効性のある体制整備を進めることが不可欠です。

雇用率

土屋グループの現状

7月1日現在、民間企業における法定雇用率の2.7%を上回り、障害者雇用率2.83%を達成しました。現在は多くのメンバーが社内各所でそれぞれの強みを活かして活躍しています。中でも重度障害者数は12名にのぼり、障害者雇用への積極的な取り組みが形となっています。この1年間、安定して法定雇用率を上回り続けられたのは、各拠点・部署での積極的な受け入れと、皆様のご理解・ご協力のおかげです。心より感謝申し上げます。

2.7%

法定雇用率

2.83%

土屋の雇用率

12名

重度障害者数

Examples

具体的な取り組み

当社でも、多様な特性を持ったメンバーが自分らしく力を発揮できるよう、さまざまな工夫を行っています。

【事例1：定期通院への配慮】

定期的な通院や治療が必要な社員に対し、勤務調整など通院しやすい環境を整えています。治療と仕事を無理なく両立し、パフォーマンスを発揮できる体制づくりに取り組んでいます。

【事例2：フレキシブルな勤務とフォロー体制】

在宅勤務や病院からの業務実施を認め、移動の疲労を抑えつつ全国のメンバーと連携できる体制を整えています。オンラインツールの活用に加え、会議に参加できない際は録画による後日の業務フォローを行うなど、柔軟で効率的な働き方をサポートしています。

ダイバーシティ

多様性を活かすことが、全員の働きやすさと会社の成長につながる

Value(8) 対話こそ生命線、深く聴こう、丁寧に語ろう、できるを認め合い、できないを語り合おう

法定雇用率を達成することだけが、障害者雇用の目的ではありません。多様な背景や特性を持つメンバーが加わることは大きな意味があります。新しい視点が生まれ、業務を見直すきっかけとなり、結果として「全員が働きやすい職場」へとつながるからです。言葉で伝えるのが得意な人、テキスト指示が分かりやすい人など、得意・不得意は誰にでもあります。「対話こそ生命線」と捉え、相手の声に深く耳を傾け、こちらの考えも丁寧に伝えながら、お互いの「できる」を認め合い、「できない」も素直に語り合える関係性を築いていきましょう。そうした積み重ねこそが、みんなで安心して活躍できる職場へとつながります。

【要チェック】

「配慮」から「戦力」へ。多様な人材が活躍する組織のヒント

土屋の特別研究員である影山摩子弥先生が執筆された『介護と経済3 障がい者は戦力となる！』（土屋総研）は、合理的配慮や多様な働き方のヒントが詰まった必読記事です。その他にも障がい者雇用や合理的配慮についての記事が土屋総研HPでご覧いただけますので、ぜひご一読ください。誰もが強みを活かして活躍できる職場づくりについて、一緒に考えてみませんか？

QRコードを読み取ってね!!

